



# 島根県報

平成16年3月23日(火)

第1557号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目次

### 告 示

「しまねの広域行政を考える」活動支援補助金交付要綱の一部改正	(市町村課)	1
生活保護法の規定による介護機関の指定	(健康福祉部)	1
換地処分(3件)	(農村整備課)	2
保安林の指定	(森林整備課)	2
保安林予定森林(2件)	( " )	3
公有水面埋立ての竣功認可(2件)	(漁港漁場整備課)	4
公有水面埋立免許の出願	(港湾空港課)	6
都市計画事業変更の認可	(都市計画課)	8

### 公 告

平成15年度後期技能検定試験の合格者	(労働政策課)	8
建設業法の規定に基づく建設業の許可の取り消し(2件)	(土木総務課)	12
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	13

### 特定調達公告

美術品等の購入に係る随意契約の相手方等	(文化振興課)	13
---------------------	---------	----

### 正 誤

平成14年12月20日付け島根県報第1,430号中	(道路維持課)	15
平成15年9月19日付け島根県報第1,506号中	( " )	15
平成15年11月4日付け島根県報第1,519号中	( " )	15
平成16年1月23日付け島根県報第1,540号中	( " )	16

## 告 示

### 島根県告示第294号

「しまねの広域行政を考える」活動支援補助金交付要綱(平成10年島根県告示第536号)の一部を次のように改正する。

平成16年3月23日

島根県知事 澄 田 信 義

第5条の表中「4分の3」を「2分の1」に、「75万円」を「50万円」に改める。

### 附 則

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

### 島根県告示第295号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成16年 3 月23日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者 ・居宅介護支援事業者		実施する 事 業	訪問看護ステーション・居宅介護事業 所・居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の 所在地		名 称	所 在 地	
有限会社おおぞら	松江市古志原七丁目 4 番14号	居宅介護支援 事業	おおぞら介護セン ター	松江市古志原七丁目 4 番14号	平成16年 2月 1 日
有限会社おおぞら	松江市古志原七丁目 4 番14号	訪問介護	おおぞら介護セン ター	松江市古志原七丁目 4 番14号	平成16年 2月 1 日

島根県告示第296号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成16年3月15日付けで県営土地改良事業に係る北三瓶地区第1工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成16年 3 月23日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第297号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成16年3月15日付けで県営土地改良事業に係る北三瓶地区第3工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成16年 3 月23日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第298号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成16年3月15日付けで県営土地改良事業に係る北三瓶地区第4工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成16年 3 月23日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第299号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成16年 3 月23日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 保安林の所在場所  
那賀郡三隅町大字矢原442 - 2、443、444内1、2443 - 1、2443 - 4、2443 - 5、2443内3
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び三隅町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 島根県告示第300号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成16年 3月23日

島根県知事 澄 田 信 義

## 1(1) 保安林予定森林の所在場所

大原郡大東町大字上久野53、53内 1、1222 - 1 から1222 - 3 まで、1222内 3 から1222内 5 まで、1225 - 2

## (2) 指定の目的

水源のかん養

## (3) 指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

## 2(1) 保安林予定森林の所在場所

飯石郡三刀屋町大字乙加宮1202、1207 - 6、1207 - 9、大原郡大東町大字新庄995、木次町大字新市243 - 1、243 - 2、244 - 1、244 - 2、257

## (2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

## (3) 指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 島根県告示第301号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成16年 3月23日

島根県知事 澄 田 信 義

## 1 保安林予定森林の所在場所

大原郡木次町大字宇谷713 - 1、713 - 2、714、1882 - 1、1882 - 2、1884 - 1、1884 - 2、1885、1886 - 1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び木次町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第302号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定に基づき、次のとおり公有水面埋立てを竣功認可したので、同条第2項の規定により告示する。

平成16年3月23日

島根県知事 澄田信義

1 竣功認可の年月日

平成16年3月12日

2 竣功認可を受けた者

松江市殿町1番地

島根県 代表者 島根県知事 澄田信義

隠岐郡知夫村1065番地

知夫村 代表者 知夫村長 大原正則

3 埋立区域の位置、区域及び面積

(1) 位置

区域 - A

隠岐郡知夫村字コツミ675番地3地先の公有水面

区域 - B

隠岐郡知夫村字コツミ675番地1から同村字松葉ガハナ661番地6に至る地先の公有水面

(2) 区域

区域 - A

次の各地点を順次に結んだ線及び、①の地点と⑥の地点とを結ぶ、春分秋分の満潮位(D・L+0.47m)における公有水面と知夫(郡)防波堤、郡船揚場及び取付護岸との境界線(国土調査時の陸海の境界線)により囲まれた区域。

①の地点 隠岐郡知夫村知夫港内知夫港灯標(北緯36度00分17秒10、東経133度02分43秒00、以下「原点」という。)から354度50分50秒、684.31メートルの地点

②の地点 ①の地点から182度38分22秒、3.32メートルの地点

③の地点 ②の地点から182度37分35秒、3.49メートルの地点

④の地点 ③の地点から182度38分33秒、3.58メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から156度15分31秒、1.58メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から156度16分32秒、10.00メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から156度16分21秒、10.00メートルの地点

㉔の地点 ㉓の地点から156度16分11秒、7.39メートルの地点

区域 - B

次の各地点を順次に結んだ線及び、①の地点と㉔の地点とを結ぶ、春分秋分の満潮位 ( D・L + 0.47m ) における公有水面と陸地との境界線 ( 国土調査時の陸海の境界線 ) により囲まれた区域。

①の地点 区域 - A で定めた原点から356度19分30秒、646.94メートルの地点

②の地点 ①の地点から162度48分11秒、5.68メートルの地点

③の地点 ②の地点から155度27分24秒、6.63メートルの地点

④の地点 ③の地点から148度07分47秒、5.21メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から138度08分39秒、6.85メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から125度24分21秒、10.56メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から115度49分14秒、8.47メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から108度53分19秒、8.07メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から107度58分32秒、4.22メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から111度41分05秒、9.77メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から117度43分38秒、9.41メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から121度34分19秒、3.38メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から125度23分47秒、7.35メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から132度46分13秒、7.43メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から141度28分31秒、9.07メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から151度12分55秒、9.08メートルの地点

⑰の地点 ⑯の地点から158度43分33秒、9.32メートルの地点

⑱の地点 ⑰の地点から162度01分52秒、9.68メートルの地点

⑲の地点 ⑱の地点から164度49分25秒、5.17メートルの地点

㉑の地点 ⑲の地点から168度12分02秒、14.80メートルの地点

㉒の地点 ㉑の地点から167度40分57秒、9.97メートルの地点

㉓の地点 ㉒の地点から172度19分46秒、10.07メートルの地点

㉔の地点 ㉓の地点から168度25分09秒、20.00メートルの地点

㉕の地点 ㉔の地点から167度27分36秒、9.98メートルの地点

㉖の地点 ㉕の地点から77度32分42秒、10.09メートルの地点

㉗の地点 ㉖の地点から167度25分03秒、3.70メートルの地点

㉘の地点 ㉗の地点から77度24秒33秒、3.00メートルの地点

㉙の地点 ㉘の地点から54度24分05秒、8.84メートルの地点

(3) 面積

区域 - A 588.09平方メートル ( 島根県埋立 )

区域 - B 2,854.53平方メートル ( 島根県埋立1,846.18平方メートル、知夫村埋立1,008.35平方メートル )

4 埋立地の用途

漁港施設用地、漁村再開発施設用地

5 免許の年月日及び番号

平成10年10月19日 指令漁港第25号の3

6 閲覧場所

島根県農林水産部漁港漁場整備課、隠岐支庁水産局及び知夫村役場

## 島根県告示第303号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定に基づき、次のとおり公有水面埋立てを竣功認可したので、同条第2項の規定により告示する。

平成16年 3月23日

島根県知事 澄 田 信 義

## 1 竣功認可の年月日

平成16年 3月12日

## 2 竣功認可を受けた者

松江市殿町 1 番地

島根県 代表者 島根県知事 澄田信義

## 3 埋立区域の位置、区域及び面積

## (1) 位置

隠岐郡知夫村字竹ノ前473番地12から同村同字471番地 1 に至る地先の公有水面

## (2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び、①の地点と⑫の地点とを結び、春分秋分の満潮位(D・L+0.47m)における公有水面と多沢防波堤、護岸との境界線(国土調査時の陸海の境界線)により囲まれた区域。

①の地点 隠岐郡知夫村知夫港内知夫港灯標(北緯36度00分17秒10、東経133度02分43秒00)から25度06分43秒、316.61メートルの地点

②の地点 ①の地点から295度46分56秒、5.24メートルの地点

③の地点 ②の地点から298度14分20秒、8.02メートルの地点

④の地点 ③の地点から305度14分07秒、7.03メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から313度11分10秒、6.97メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から323度55分56秒、6.90メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から247度30分57秒、0.39メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から333度44分59秒、8.96メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から342度26分00秒、6.03メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から345度26分49秒、6.05メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から346度17分13秒、4.56メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から76度50分50秒、16.94メートルの地点

## (3) 面積

943.17平方メートル

## 4 埋立地の用途

漁港施設用地(道路敷)

## 5 免許の年月日及び番号

平成12年 2月22日 指令漁港第25号

## 6 閲覧場所

島根県農林水産部漁港漁場整備課、隠岐支庁水産局及び知夫村役場

## 島根県告示第304号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条の規定により、次のとおり公有水面埋立免許の出願があったので、同法第3条第1項の規定により告示する。

その関係図書は、縦覧場所において告示の日から3週間、一般の縦覧に供する。

平成16年 3月23日

島根県知事 澄 田 信 義

## 1 出願人

島根県 島根県知事 澄田信義

## 2 埋立区域及び埋立に関する工事の施行区域

## (1) 埋立区域

## ア 位置

島根県隠岐郡西郷町大字飯田 1 番、2 番 1、6 番 2 及び 8 番に接する主要地方道西郷布施線に接する地先公有水面

## (2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び 1 の地点と 2 の地点とを結ぶ平成15年の秋分の満潮位 ( D . L . + 0.370m ) に  
おける公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

1 の地点 隠岐郡西郷町大字飯田字宮原 7 番地の国土地理院宮原四等三角点 ( 北緯36度13分25秒097、東経133度20  
分55秒227 ) から173度35分05秒、624.74メートルの地点

2 の地点 1 の地点から112度08分27秒、14.91メートルの地点

## (3) 面積

45.33平方メートル

## 2 埋立に関する工事の施行区域

## (1) 位置

島根県隠岐郡西郷町大字飯田 1 番、2 番 1、6 番 2 及び 8 番に接する主要地方道西郷布施線の地内並びに同町大字  
飯田 6 番25の地内並びに同町大字飯田 6 番 8 の地内及び同地先公有水面

## (2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び A の地点と J の地点とを結んだ線により囲まれた区域

A の地点 隠岐郡西郷町大字飯田字宮原 7 番地の国土地理院宮原四等三角点 ( 北緯36度13分25秒097、東経133度20  
分55秒227 ) から174度40分39秒、604.09メートルの地点

B の地点 A の地点から115度29分21秒、8.02メートルの地点

C の地点 B の地点から79度49分38秒、11.04メートルの地点

D の地点 C の地点から100度07分26秒、26.89メートルの地点

E の地点 D の地点から179度02分11秒、1.42メートルの地点

F の地点 E の地点から120度41分11秒、3.88メートルの地点

G の地点 F の地点から85度50分28秒、1.75メートルの地点

H の地点 G の地点から166度59分29秒、30.07メートルの地点

I の地点 H の地点から256度59分33秒、30.20メートルの地点

J の地点 I の地点から289度45分21秒、40.85メートルの地点

## (3) 面積

2,197.04平方メートル

## 3 埋立地の用途

道路用地

## 4 出願の年月日

平成15年11月27日

## 5 縦覧場所

島根県土木部港湾空港課、隠岐支庁土木建築局及び西郷町役場



島根県告示第305号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第62条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成16年 3 月23日

島根県知事 澄 田 信 義

1 施行者の名称

松江市

2 都市計画事業の種類及び名称

松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）公園事業

6・5・3号 松江総合運動公園

3 事業施行期間

平成12年12月 5 日から

平成17年 3 月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成12年島根県告示第906号の事業地に松江市上乃木10丁目の一部を加える。

(2) 使用の部分

なし

公 告

平成15年度後期技能検定試験の合格者は、次のとおりである。

平成16年 3 月23日

島根県知事 澄 田 信 義

特級技能検定

金属熱処理

池田 宏一 細井 誠二 岡田 邦雄 揖 公平

機械加工

西村 昭浩 佐々木浩二 周藤 洋三

機械保全

田原 善男

1 級技能検定

さく井（ロータリー式さく井工事作業）

土江 陽一 伊藤 涉 井上 真

工場板金（機械板金作業）

瀬尾 文雄 山本 昌美

機械検査（機械検査作業）

福田 修一

機械保全（機械系保全作業）

本池 康憲 錦織 隆 森脇 伸重 福田 晴之 永戸 光樹 前原 正樹 森脇 寿之

加戸 洋司 岡田 英司



## 機械保全 (電気系保全作業)

秦 英二 系賀 知徳

## 電気機器組立て (シーケンス制御作業)

平井 浩之 系賀 一正

## 油圧装置調整 (油圧装置調整作業)

近藤 博行

## 農業機械整備 (農業機械整備作業)

山崎 進 江田 秀弥 落合 篤史 酒井 靖 山根 祐二

## 冷凍空気調和機器施工 (冷凍空気調和機器施工作業)

内藤 真行 吉多 定雄 吉岡 正蔵 三島 浩一

## 婦人子供服製造 (婦人子供既製服パターンメイキング作業)

小村 淑美

## 婦人子供服製造 (婦人子供既製服縫製作業)

渡部るみ子

## 石材施工 (石材加工作業)

須田 貴彦 藤原 茂 森山 康則

## 菓子製造 (和菓子製造作業)

杉山 史規

## 建築大工 (大工工事作業)

石川 聡男 石原 武徳 黒崎 政紀 岡 健司 川島 伸行 田中 幸弘 森山 豪

坂本 毅 小川 祐二 品川 晴美 齋藤 隆 岡崎 秀文 吉岡 良治 荒木 利行

服部 謙城 井原 篤志

## かわらぶき (かわらぶき作業)

田中 和之 永島 良 迫 雅義 梅田 哲宏 酒井 清治 小楠 隆大

## 配管 (建築配管作業)

藤原 晴敏 川谷 元治 田中 祐一 藤原 孝司 大庭 義久 大庭 茂則 石原 裕之

大島 賢哉 松浦 充信 柴田 浩二

## 型枠施工 (型枠工事作業)

島根 康孝 筒井 孝徳 鐘築 誠

## 鉄筋施工 (鉄筋施工図作成作業)

黒崎 友幸

## 鉄筋施工 (鉄筋組立て作業)

河野 将宏

## コンクリート圧送施工 (コンクリート圧送工事作業)

青戸 宏彰 樋原 幹

## 防水施工 (合成ゴム系シート防水工事作業)

元谷 邦彦 藤田 直樹

## 防水施工 (塩化ビニル系シート防水工事作業)

梶谷 純

## 防水施工 (改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業)

小林 豊数

## ガラス施工 (ガラス工事作業)

畑岡 匡

## 建築図面製作 (建築製図CAD作業)

田原 啓司

## 機械・プラント製図 (機械製図CAD作業)

山崎 恵子 恩田 良一 為石 芳正 松原 充寿 田村 孝太

## 金属材料試験 (機械試験作業)

熱田 仁志

## 金属材料試験 (組織試験作業)

上田 勝久 布田 智子 松井 保 西村 正治

## 塗装 (鋼橋塗装作業)

岡村 省吾 佐藤 雅彦

## 単一技能検定

## 樹脂接着剤注入施工 (樹脂接着剤注入工事作業)

板持 一正 中村 将嗣 山本 隆 佐藤 雅彦 岡田 浩治 山本 健 福井 幸穂

## バルコニー施工 (金属製バルコニー工事作業)

浜口 元太 川本 哲也

## 2級技能検定

## さく井 (ロータリー式さく井工事作業)

内部 広志 山根 徹 藤田 拓司 門脇 和人 藤原 薫 玉木 慎吾 河野 勇治  
芝岡 和雄

## 建築板金 (内外装板金作業)

安達 立家

## 工場板金 (機械板金作業)

木幡 篤徳 和田 勝

## 機械検査 (機械検査作業)

山根 正範 加藤 幸雄

## 機械保全 (機械系保全作業)

山根 憲一 梅實 康寛 岩成 広将 足立 淳 山中 清司 上代 健治 長岡 洋平  
上田敬一郎 森脇あけみ

## 機械保全 (電気系保全作業)

石丸 崇 板垣 要司 三国 和彦

## 機械保全 (設備診断作業)

樋野 浩貴

## 電気機器組立て (シーケンス制御作業)

秦 慶和 若林 和幸 芹ヶ野雅之 角 尚人 藤岡 功

## 空気圧装置組立て (空気圧装置組立て作業)

盧原 崇 森川 厚志 三原 聖紹 七澤 幸二

## 油圧装置調整 (油圧装置調整作業)

布野 泰彦 安部 勝 山根 達也 小玉 恭弘 田崎 宗純 岸 明広

## 農業機械整備 (農業機械整備作業)

杉本 光弘 杉原 剛 藤原 孝 福島 良則 西尾 淳一 安藤 真人 渡部 祐三  
渡部 博伸 柳楽 龍志 和泉 真一 本藤 敦 木村 学 足立 祐治

## 冷凍空調和機器施工 (冷凍空調和機器施工作業)

完山 正士 吉岡 誠 田部 正樹 橘 郁洋 野田 玲二

## 婦人子供服製造(婦人子供既製服縫製作業)

青山 信枝

## 建築大工(大工工事作業)

神田 剛志 金崎 祐介 田原 健二 山本 俊明 大年 将司 高橋 隆大 森田健太郎  
 佐々井博紀 右田 恒司 嘉藤 亮二 梶谷 裕樹 三島裕太郎 長岡 寿昭 大菅 幸治  
 山崎五百規 大島 隆宏 大國 喬雄 大國 佑剛 加藤 清志 山根 弘司 目次 光

## かわらぶき(かわらぶき作業)

鈴木 準一 八壁 巖 芝尾 宜秀 芝尾 充秀 大和 文雄 川本 数久 谷本 信幸  
 佐々木良一 高垣 達也 長岡 勝秀 水本 栄 片桐 敏雄

## 配管(建築配管作業)

加藤 紋 亀島 正人 横山 則行 鳥谷 幸弘 足立 春樹 吾郷 祐司 児玉 達典  
 佐藤 満 中尾 竜也 巨勢健大朗 藤田 章 久保田孝明 鹿野 浩一 進藤圭二郎  
 三宅 靖志 山縣 剛志 久保 誠樹 大畑 雅之 中村 啓一 藤田 雅彦 福島丈太郎  
 吉原 昭仁 佐藤 裕司 伊藤 学 糸賀 徹 児玉 一夫 山根 健一 大田 成治

## 型枠施工(型枠工事作業)

山崎 年成

## 鉄筋施工(鉄筋組立て作業)

中尾 恭司

## コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)

小豆沢敏夫 湯原 修 山野 睦夫

## 防水施工(合成ゴム系シート防水工事作業)

松尾 照美

## ガラス施工(ガラス工事作業)

細田 茂樹 角 正幸 福田 強

## 建築図面製作(建築製図CAD作業)

嘉本美智子 佐藤 雄一

## 機械・プラント製図(機械製図CAD作業)

長崎 孝哉 加藤 博文 秦 啓二 岩田 淳 鉄尾 良一 玄行 修二 小池 泰英  
 桑俣 朋和 村上 公一

## 金属材料試験(機械試験作業)

角 拓美 岩谷 和功 加納 潤平 木口 智弘

## 金属材料試験(組織試験作業)

竹田 守 瀧 浩司

## 塗装(鋼橋塗装作業)

石黒 達也 橋 優太 渡部 直樹 奥井 真司 佐々木智史 木下 毅 和田 貢  
 吉田 康仁

## 3級技能検定

## 機械検査(機械検査作業)

大塚 美保 安井久美子

## 機械保全(機械保全作業)

中田 昇 菅森由美子 谷口 美奈 内田 正司 三谷 浩二

## 配管(建築配管作業)

柏木 宏 安野 敬吾

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、次のとおり営業の一部の停止を命じたので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成16年3月23日

島根県知事 澄 田 信 義

1 処分をした年月日

平成16年3月15日

2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

(1) 処分を受けた者の商号

有限会社 山崎組

(2) 主たる営業所の所在地

出雲市里方町501 - 1

(3) 代表者の氏名

山崎 潔

(4) 許可番号

島根県知事許可（般特 - 13）第1058号

3 処分の内容

(1) 停止を命ずる営業の範囲

土木一式工事の営業のうち、次のいずれかに該当するもの

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者であるもの。

イ その建設費について国又は地方公共団体の補助金等に交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

（「補助金等」とは、補助金等に係る予算の適正化に関する法律第2条第1項に規定する補助金及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。）

(2) 期間

平成16年3月22日から平成16年4月5日まで

4 処分の原因となった事実

建設業法違反

（一括下請負の禁止違反）

「有限会社山崎組」は、土木工事業について、「有限会社サーフ工業」に一括して工事を請け負わせており、建設業法第22条第1項に違反していた。

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、次のとおり営業の一部の停止を命じたので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成16年3月23日

島根県知事 澄 田 信 義

1 処分をした年月日

平成16年3月15日

2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

(1) 処分を受けた者の商号

株式会社 ダイニ

## (2) 主たる営業所の所在地

出雲市高岡町1341

## (3) 代表者の氏名

福代秀洋

## (4) 許可番号

島根県知事許可(特-12)第1394号

## 3 処分の内容

## (1) 停止を命ずる営業の範囲

土木一式工事の営業のうち、次のいずれかに該当するもの

ア 国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注者であるもの。

イ その建設費について国又は地方公共団体の補助金等に交付を受けているもの(アに該当するものを除く。)

(「補助金等」とは、補助金等に係る予算の適正化に関する法律第2条第1項に規定する補助金及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。)

## (2) 期間

平成16年3月22日から平成16年4月5日まで

## 4 処分の原因となった事実

建設業法違反

(下請負人に対する特定建設業者の指導等違反)

「株式会社ダイニ」は、土木工事業について、一次下請の「有限会社山崎組」が二次下請の「有限会社サーフ工業」に一括して工事を請け負わせていたにもかかわらず、このことに対する指導を怠っており、建設業法第24条の6第1項に違反していた。

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成16年3月23日

島根県知事 澄 田 信 義

## 1 開発区域

安来市安来町字輪ノ内195番1の一部 外8筆

面積 4,130.90平方メートル

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市安来町1177番地2

田部守蔵

安来市安来町1563番地

福島幸三

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成7年島根県規則第83号)第9条の規定により公示する。

平成16年3月23日

島根県知事 澄 田 信 義

## 1 物品の名称及び数量

- 服飾 フォルチュニ作 「タバード」 1点
- 服飾 フォルチュニ作 「デルフォス(白)」 1点
- 服飾 フォルチュニ作 「デルフォス(赤)」 1点
- 服飾 レドファン作 「コート」 1点
- 服飾 メンブーシェ作 「イブニングドレス」 1点
- 服飾 エイドリアン作 「ディ・ドレス」 1点
- 服飾 ニナ・リッチ作 「イブニングドレス(コム・デ・ギャルソン風の)」 1点
- 服飾 バレンシアガ作 「ケープ」 1点
- 服飾 バレンシアガ作 「チューブ型シース・ドレス」 1点
- 服飾 チャールズ・ジェームス作 「ディナー・ドレス 『スパイラルドレス』」 1点
- 服飾 ピエール・バルマン作 「イブニングドレス」 1点
- 服飾 クリスチャン・ディオール作 「ディ・タイム・スーツ 『ニュー・ルック』」 1点
- 服飾 クリスチャン・ディオール作 「ディナー・ドレス 『カラカス』」 1点
- 服飾 クリスチャン・ディオール作 「コート」 1点
- 服飾 クリスチャン・ディオール作 「カクテルドレス」 1点
- 服飾 クリスチャン・ディオール/イブ・サンローラン作 「ディナー・ドレス」 1点
- 服飾 クリスチャン・ディオール/マルク・ボアン作 「ディナー・ドレス」 1点
- 服飾 イブ・サンローラン作 「カクテルドレス、ケープ」 1組
- 服飾 パコ・ラバンヌ作 「イブニングドレス」 1点
- 服飾 ルディ・ガンライヒ作 「パンツ・スーツ」 1点
- 服飾 アンドレ・クレージュ作 「ブーツ」 1点
- 服飾 アンドレ・クレージュ作 「ジャンプ・スーツ」 1点
- 服飾 ガラノス作 「パンツ・スーツ」 1点
- 服飾 ヴィヴィアン・ウエストウッド作 「『サロン』シヨール付イブニングドレス」 1点
- 服飾 ヴィヴィアン・ウエストウッド作 「『18世紀スタイル』イブニングドレス」 1点
- 服飾 ヴィヴィアン・ウエストウッド作 「『リバティコレクション』ジャケット、スーツ、パンツ、シャツ」  
1組

## 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県環境生活部文化振興課 島根県松江市殿町1番地

## 3 随意契約の相手方を決定した日

平成16年3月3日

## 4 随意契約の相手方の氏名及び住所

藤田廣行 青森県弘前市大字川先二丁目2番8号

## 5 随意契約に係る契約金額

45,759,000円

## 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

## 7 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号の規定による。

正

誤

平成14年12月20日付け島根県報第1,430号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所
一〇	島根県告示第一、〇七四号の表中
	益田市下種町一〇一番六地先から同町一四一〇番二地先まで
	益田市下種町九六番一〇地先から同町一四一〇番二地先まで

平成15年 9月19日付け島根県報第1,506号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

九	ページ	箇所
中		島根県告示第七八六号の表
江津インターチェンジ	江津西インターチェンジ	後 A B 誤
江津西インターチェンジ	浜田東インターチェンジ	後 B A 正

平成15年11月 4日付け島根県報第1,519号中に誤りがあったので、次のように訂正する。



三	ページ
線の備考 中の吉田頓原	島根県告示第 九三七号の表
幅	誤
減幅	正

平成16年 1月23日付け島根県報第1,540号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
17	島根県告示第55号の 表中	182.00	302.00